

第2期中山間地域創生総合戦略骨子 (案)

補足資料

第1章 総合戦略策定の趣旨等

中山間地域条例の制定

中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例（H31.3.15施行）

○議員提案により、中山間地域に持続可能な新たな地域社会の形成を図り、県民全体の生活の安定向上及び本県経済の安定に寄与することを目的として制定

中山間地域対策課の創設(H31.4)、中山間地域サポートセンターの開設（R元.10）

- 中山間地域に係る幅広い課題に対し、部局横断的に対応する課として創設
- 県民からの中山間地域に関する相談に対応するワンストップ型相談窓口として、「中山間地域サポートセンター」を開設(R元.10)
- 専門スタッフ「地域コンシェルジュ」と地区担当職員が、市町村とも連携したきめ細かな集落支援活動を実施

「富山県中山間地域創生総合戦略」の策定（R2.3）

- 条例第6条第1項：知事は、第3条に規定する基本方針を踏まえ、中山間地域創生総合戦略を定めるものとする。
- 第1期総合戦略の期間は令和2年度から令和6年度まで

◇ 「富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」 (抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域において、人口の著しい減少、急速な高齢化の進展等に対処し、住民が豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を創造するための施策（以下「中山間地域施策」という。）の推進に関し、その基本方針、県が講ずべき中山間地域施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（第6条において「中山間地域創生総合戦略」という。）の策定その他の事項を定めることにより、中山間地域に持続可能な新たな地域社会の形成を図り、もって県民全体の生活の安定向上及び本県経済の安定に寄与することを目的とする。

条例全文はこちらから



(基本方針)

第3条 県の中山間地域施策を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、効果的にこれを行うものとする。

- (1) 県の関係部局相互間の密接な連携の下に、分野の異なる施策相互の有機的な連携を図り、総合的な取組として推進すること。
- (2) 市町村との緊密な連携及び協力の下に、推進するよう努めること。
- (3) それぞれの地域における自然的、経済的及び社会的な特性に応じた柔軟な措置及び支援を行い、かつ、住民の主体性が十分に発揮されるよう配慮すること。
- (4) 地域の課題の解決に向けた、住民の取組並びに多様な主体の連携及び協働を促進すること。
- (5) 若者、高齢者等が、地域社会を構成する一員として、社会経済活動に参加することを促進すること等により、全ての世代の人々の活躍を推進すること。
- (6) 独自性及び多様性に富んだ地域づくりを推進し、他の地域との間の交流の拡大を図ること。

第1章 総合戦略策定の趣旨等

県条例の中山間地域の定義（条例第2条）

自然条件や地理的条件が不利な地域に対して、地域振興や活性化を促進することを目的とした法律等（下表参照）により定義された地域を、「中山間地域」として指定

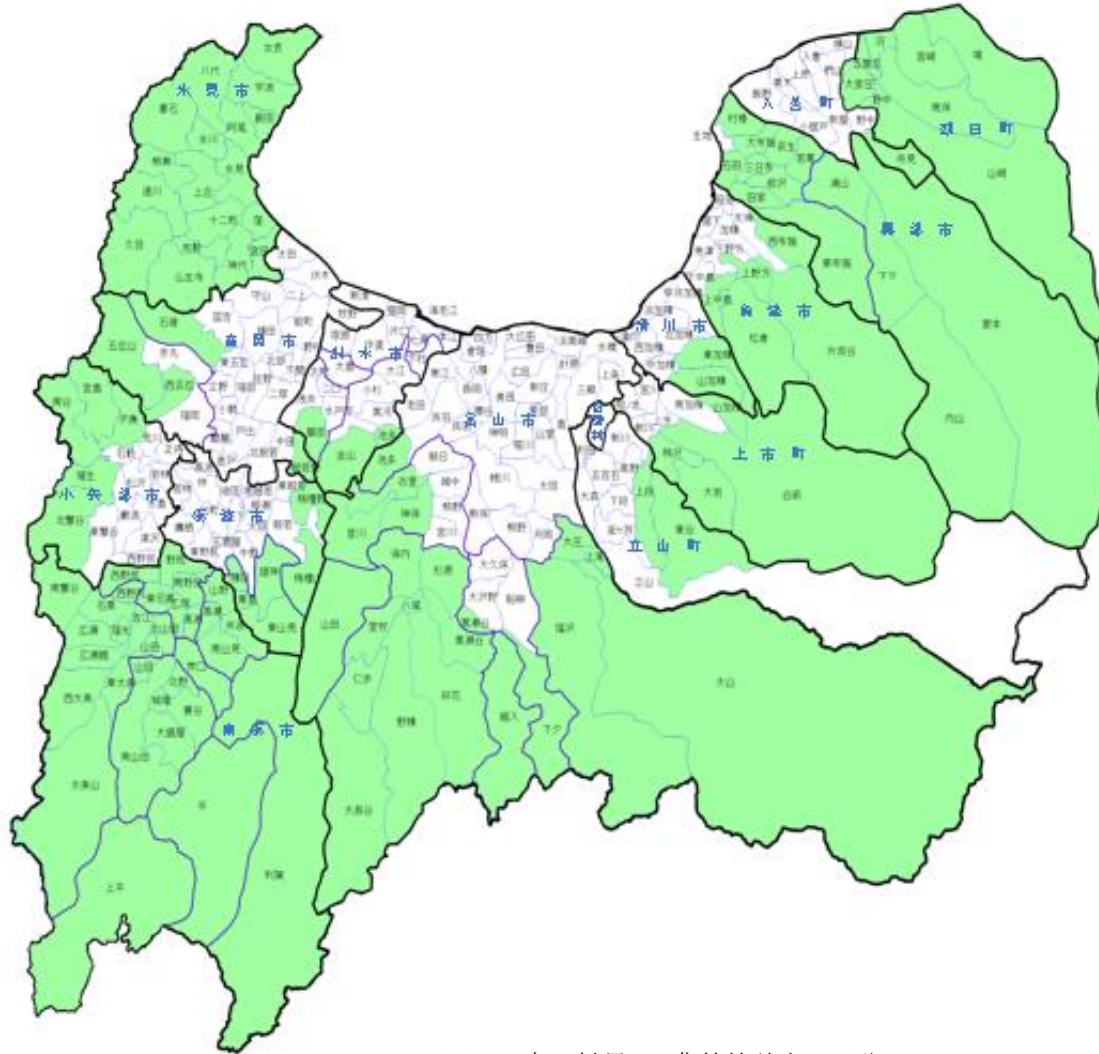
| 関係法令等の名称 | 指定地域名 |
|--|------------|
| ① 山村振興法 | 振興山村地域 |
| ② 半島振興法 | 半島振興対策実施地域 |
| ③ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 | 特定農山村地域 |
| ④ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 | 過疎地域 |
| ⑤ 棚田地域振興法 | 指定棚田地域 |
| ⑥ ①～⑤に類する地域 （中山間地域等直接支払制度） | 知事特認地域 |

【参考】農林水産省における「中山間地域」の定義
「農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域」
※農業地域類型は、林野率や耕地率の大小の違いによって定められたもの

中山間地域の定義は、都道府県、事業によって異なる。

第1章 総合戦略策定の趣旨等

県条例の定める中山間地域（R6.4.1現在）



※旧旧市町村界は、農林統計上の区分

※国土交通省国土政策局「国土数値情報(行政区域データ)」をもとに県が編集・加工

第2章 中山間地域の現状と課題

1 中山間地域の多面的機能

■ 多面的機能の例

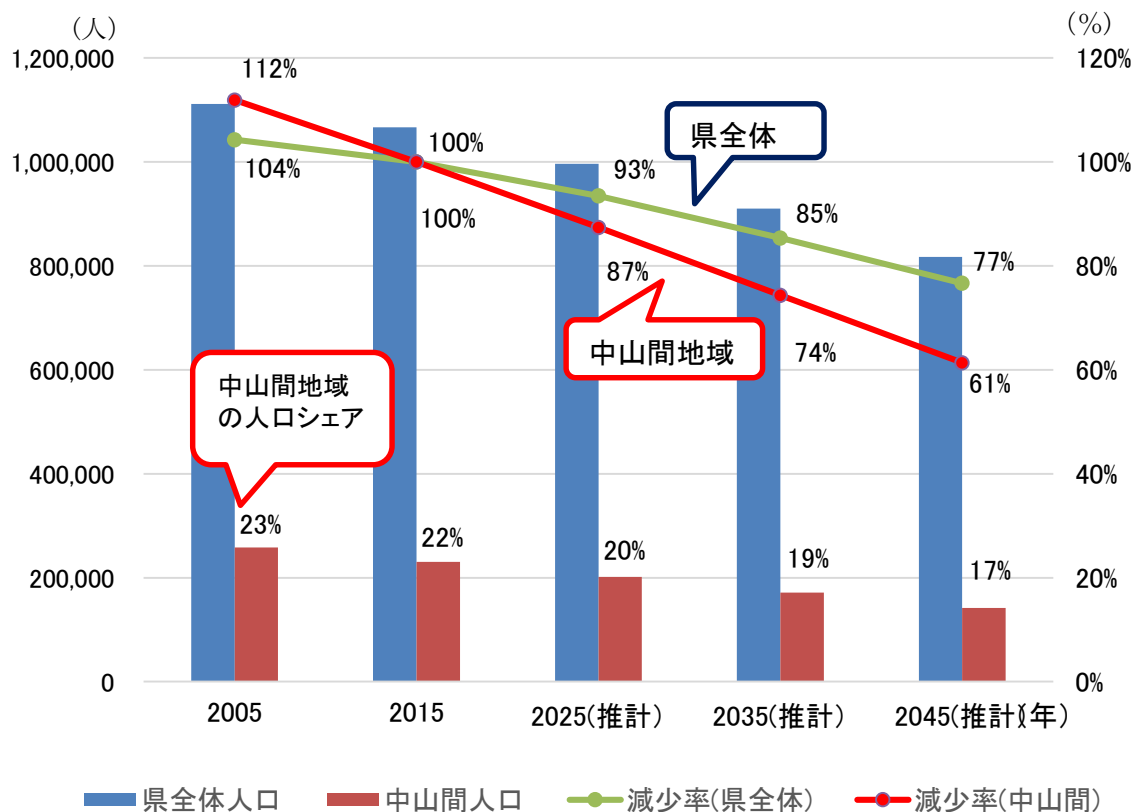
| 区分 | 機能名 | 役割 |
|------------|--------------|--|
| 県土の保全 | 洪水防止機能 | ほ場整備の畦畔整備により水田の貯留機能が向上し、洪水被害の防止に寄与 |
| | 土砂侵食崩壊防止機能 | 農地が耕作されることにより土壌侵食の抑制に寄与 山間地の水路が維持されることにより山地崩壊防止に寄与 |
| 生活環境の改善 | 水質浄化機能 | 生活排水等の処理施設により害虫の発生防止、水質浄化に寄与 |
| | 地域用水機能 | 農業用水は火災時の消化や冬期の消流雪に寄与 |
| | 産業誘致・生活道路等機能 | 農道が整備されることにより、地域の利便性の向上や、産業誘発等の地域活性化に寄与 |
| 自然環境の保全 | 地下水涵養機能 | 水田の水は地下に浸透し、地下水の涵養や河川等の流況安定に寄与 |
| | クリーンエネルギー機能 | 農業用水を利用した水力発電は、化石燃料を使わないエネルギーを提供し、CO2削減に寄与 |
| | 気候緩和機能 | 水田は夏期の気温を抑え、冷房経費の節減に寄与 |
| | 生態系保全機能 | 農業用排水路やため池を適正に保全管理することにより、水性動植物の生態系の保全に寄与 |
| 保健休養・遊び | リフレッシュ・癒し機能 | 水や緑に恵まれたため池やダム、用排水路等は、心のやすらぎや自然とのふれあいの場の提供に寄与 |
| 伝統文化の保全・継承 | 伝統文化の保全・継承機能 | 農村の集落機能を維持することによって、古くから伝わる祭りなどの 伝統文化の継承に寄与 事業の実施により貴重な埋蔵文化財の発見・発掘が行われ、地域の 歴史・文化の解明に寄与 |
| 情操教育 | 自然学習機能 | 農業水利施設の歴史や豊かな自然は、学習教材の提供に寄与 |

【資料】県農村整備課調べ

第2章 中山間地域の現状と課題

2 人口 ①人口の動向

○県全体と比較すると中山間地域の人口減少のスピードは速い。
人口シェア率は2015年では22%が2045年では17%に減少。

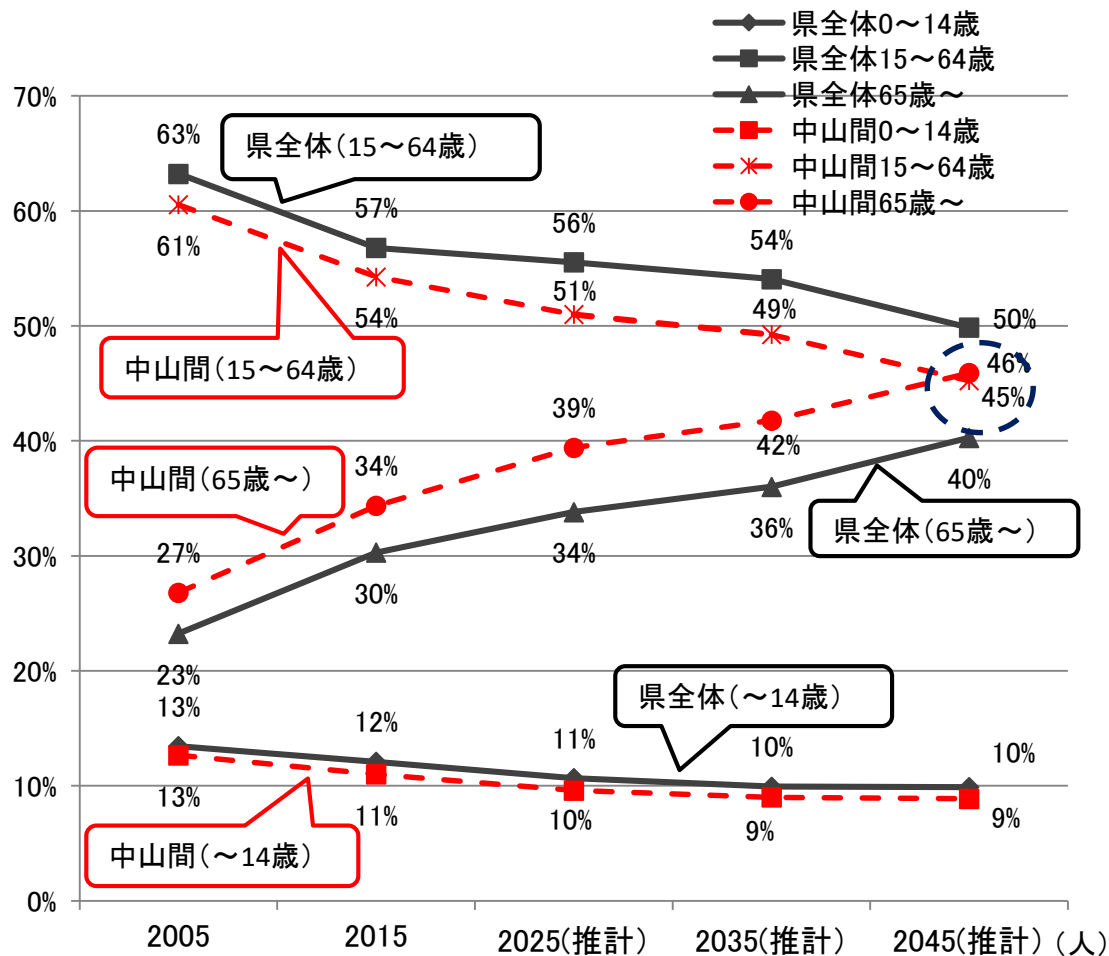


【資料】「国勢調査(総務省)」、「地域の農業を見て・知って・活かすDB、将推計人口(H30年推計)男女・年齢別人口(農林水産省)」をもとに県中山間地域対策課が作成

第2章 中山間地域の現状と課題

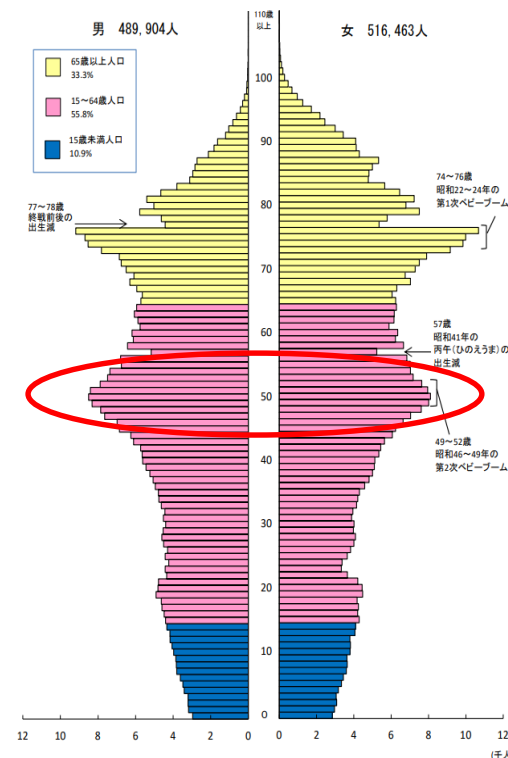
2 人口 ①人口の動向

○2045年頃には中山間地域の老齢人口（65歳以上）が生産年齢人口（15～64歳）を上回る。



<参考>富山県の人口ピラミッド
(令和5年10月1日現在)
第2次ベビーブーム世代が65歳以上になる2035年～2045年にかけて生産年齢人口が急激に減少する見込み

富山県の人口ピラミッド
令和5年10月1日現在(推計値)
総数 1,006,367人



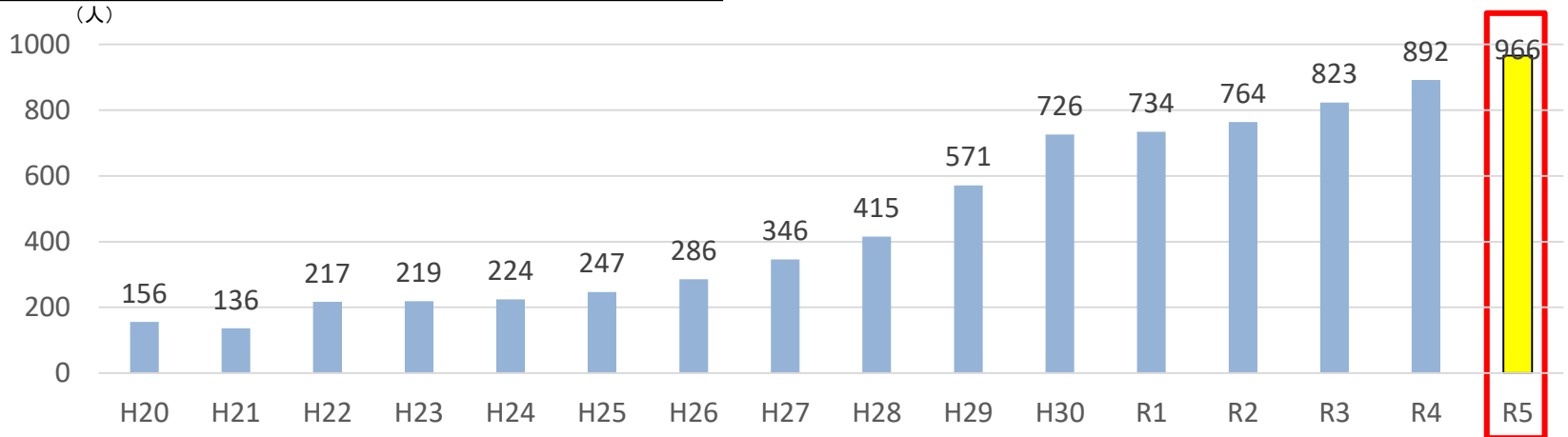
【資料】「国勢調査(総務省)」、「地域の農業を見て・知って・活かすDB、将推計人口(H30年推計)男女・年齢別人口(農林水産省)」をもとに県中山間地域対策課が作成

第2章 中山間地域の現状と課題

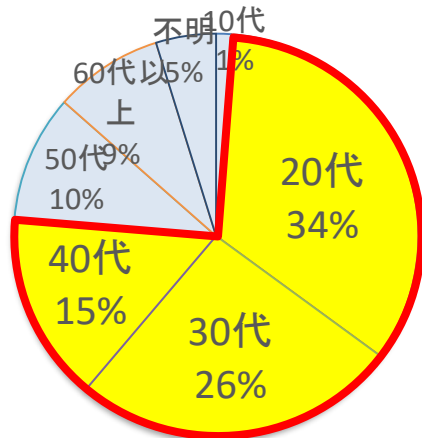
2 人口 ②移住・関係人口

- 県外からの移住者数は年々増加しており、R5年度は過去最高の966名。
- 世帯主の年代では、20～40代が439世帯で全体の75.0%。
- 移住前居住地では、東京都など首都圏からの移住者が多い。

○ 県・市町村の相談窓口等を通じた移住者数の推移



○ 世帯主の年代



○ 移住前居住地

首都圏
(東京, 神奈川, 千葉, 埼玉)
430人 (44.5%)

大阪圏
(大阪, 京都, 兵庫)
90人 (9.3%)

名古屋圏
(愛知, 三重, 岐阜)
96人 (9.9%)

| 移住前居住地 | 移住者数(人) |
|--------|------------|
| 東京都 | 253(26.2%) |
| 石川県 | 153(15.8%) |
| 神奈川県 | 80(8.3%) |
| 愛知県 | 74(7.7%) |
| 埼玉県 | 56(5.8%) |

第2章 中山間地域の現状と課題

2 人口 ②移住・関係人口

成長戦略のビジョン「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山」

・ウェルビーイングの向上により人材交流の活性化、人材の集積を図り、富山県成長戦略の取組みを進め、「関係人口1000万人」を目指す。

関係人口の定義・分類

富山県関係人口調査(R4.12)では、幅広く関係人口を捉える観点で、以下の定義・分類で実施

【富山県における関係人口の定義】

(1)～(3)のいずれにも当てはまる方

(1)県外在住者

(2)本県と何らかの関わり(地域貢献、消費、情報収集・発信)を有している(行動している)者

(3)他の都道府県でも同様の選択肢がある中で「あえて富山県」を選択する者で「直近1年間に1回以上の関係を有する者」及び本県と地縁を有する者

関係人口の定義・分類

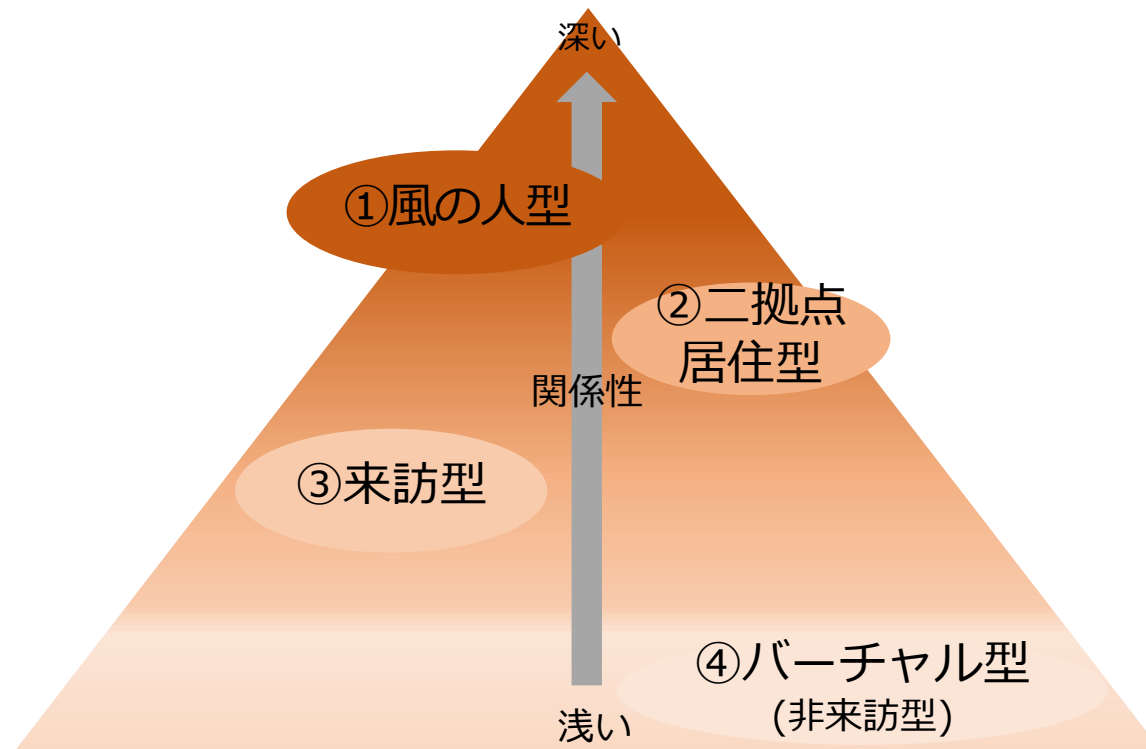
本県関係人口の定義に基づき、**R4年(1年間)の関係人口を約350万人**と推計

| | 分類 | 推計値(人) | 主な例 |
|-------------------------------|-------------------|---|--|
| 深い ↑ 関係性の度合い ↓ 浅い | 訪問系 | 地域の課題解決・活性化の取組みに関わる者 | 240,688 ボランティア、地域プロジェクト参画者など |
| | | 二拠点労働者(デュアルワーカー) | 51,124 兼業者、副業者、テレワーク、ワーケーションなど |
| | | 県内イベント等参加者 | 66,221 富山マラソン、富山湾岸サイクリング、農泊体験の参加者など |
| | | 県産品購入者(訪問) | 1,031,343 県産品の購入者、仕入れ業者など |
| 非訪問系 | 支援者 | 341,128 ふるさと納税者、寄付者、ファン倶楽部会員、情報発信者(インフルエンサー)など | |
| | 県外イベント参加者 | 336,010 観光物産展参加者、スタートアップ事業参加者など | |
| | 県産品購入者(非訪問) | 925,665 県産品のEC購入者、仕入れ業者、アンテナショップ会員など | |
| | SNS等での情報取得 | 55,852 SNSメルマガ等の登録者など | |
| 地縁 | 縁故者、県出身者、県内大学の出身者 | 465,951 就学、就労などで本県に居住した経験のある者、各地域の県人会会員、県外に在住する県出身者(県外大学等への進学者、県外企業への就職者等)など | |
| 推計値合計 | | 3,513,982 | |

R6年度富山県成長戦略会議での議論

R6年度富山県成長戦略会議では、より機動的・戦略的に関係人口を拡大・深化するため、関係人口を改めて以下の4類型に分類して議論

- ・風の人型(一時的な居住経験があり、その後行き来する人)
- ・二拠点居住型(本県と他地域に拠点をもち、行き来する人)
- ・来訪型(他地域から訪れる人)
- ・バーチャル型(県外にしながら、ふるさと納税や特産品の購入など、お金や物を媒介してつながる人)



第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

1 住民主体の地域づくりの広がり

■第1期の取組み 中山間地域「話し合い」促進事業

○地域コミュニティの維持・活性化に向けて、専門家（講師）を派遣し、**住民主体**の地域の未来像に関する話し合いやアクションプラン（地域づくり計画）の策定を支援。



中山間地域「話し合い」促進事業のご紹介
地域コミュニティの維持活性化のための計画づくりをお手伝いします

主な支援内容

- ①専門家（講師）の派遣・活性化に向けた話し合いをコーディネート
- ②地域活性化のための計画づくり

支援対象

- ・自治振興会
 - ・地域運営組織など（年間10地区程度を予定）
- 随時募集します

※上記に係る専門家への謝金、交通費等の負担はございません

<「話し合い」の基本的な流れ（イメージ）>

第0回 事前説明会&ファシリテーター研修

話し合いの円滑な運営のスキル等を学ぶ



第1回 地域のみらい大予測

住民が地域の望ましい未来像を話し合う



第2回 まち点検&アイデア大会

まちを実際に歩きを行い、望ましい未来像実現に向けたアイデアを話し合う



第3回 みんなでつくるアクションプラン

実施体制、スケジュール、資金 調達方法等について望ましい未来像実現に向けた活動計画（アクションプラン）としてまとめる

【参考】中山間地域話し合い促進事業による支援地域(R1～R5:40地域)

| 年度 | 市町村 | 地区名 | 実施主体 | 地域データ | | |
|----------------|--|--------|-----------------|-------|-------|-------|
| | | | | 集落数 | 人口 | 世帯数 |
| 令和元年（8地区） | ＜富山市＞黒瀬谷 ＜魚津市＞西布施,上中島,片貝,上野方 ＜砺波市＞栴檀野 ＜小矢部市＞南谷 ＜南砺市＞山野 | | | | | |
| 令和2年（3地区） | ＜富山市＞小見 ＜氷見市＞十二町 ＜南砺市＞平 | | | | | |
| 令和3年（7地区） | ＜富山市＞山田西部 ＜氷見市＞柳田 ＜黒部市＞東布施 ＜砺波市＞東山見 ＜南砺市＞福野東部,上平 ＜朝日町＞山崎 | | | | | |
| 令和4年 (11地区) | 富山市 | 八尾町上四町 | 八尾町上四町未来創造会議 | 4 | 773 | 340 |
| | 富山市 | 細入 | 細入自治会連合会 | 10 | 1,199 | 504 |
| | 富山市 | 上滝 | 上滝地区自治振興会 | 15 | 2,584 | 1,131 |
| | 魚津市 | 松倉 | 松倉自治振興会 | 12 | 968 | 373 |
| | 氷見市 | 宇波 | 宇波地域づくり協議会設立準備会 | 8 | 1,306 | 517 |
| | 黒部市 | 愛本 | 愛本自治振興会 | 9 | 636 | 270 |
| | 砺波市 | 雄神 | 雄神地区自治振興会 | 3 | 742 | 256 |
| | 南砺市 | 安居 | 安居地区協議会 | 2 | 548 | 189 |
| | 南砺市 | 井口 | 井口地域づくり協議会 | 9 | 1,131 | 394 |
| | 南砺市 | 太美山 | 太美山地域づくり協議会 | 8 | 315 | 116 |
| | 立山町 | 東谷 | 東谷活性化協議会 | 8 | 392 | 168 |
| 令和5年 (11地区) | 富山市 | 神保 | 神保地区自治振興会 | 19 | 4,878 | 1,782 |
| | 富山市 | 福沢 | 福沢地区自治振興会 | 10 | 808 | 340 |
| | 氷見市 | 碁石 | 碁石地域づくり協議会 | 6 | 516 | 262 |
| | 黒部市 | 石田 | 石田自治振興会 | 8 | 5,655 | 2,492 |
| | 黒部市 | 内山 | 内山自治振興会 | 5 | 376 | 186 |
| | 黒部市 | 下立 | 下立自治振興会 | 5 | 917 | 380 |
| | 南砺市 | 利賀 | 利賀地域づくり協議会 | 19 | 437 | 204 |
| | 南砺市 | 福野南部 | 福野南部地域づくり協議会 | 6 | 1,933 | 626 |
| | 南砺市 | 北山田 | 北山田地域づくり協議会 | 14 | 1,463 | 482 |
| | 南砺市 | 西太美 | 西太美地域づくり協議会 | 10 | 708 | 248 |
| | 南砺市 | 福光 | いつついし自治会 | 18 | 3,390 | 1,407 |

第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

1 住民主体の地域づくりの広がり

■ 第1期の取組み 中山間地域チャレンジ支援事業

○地域の活性化に向けて、地域団体等が取り組む
試行的な活動に対して支援

- **事業主体**：中山間地域に位置する集落
・地域運営組織、企業、団体等

- **募集の方法**：県HPの掲載やチラシ配布による公募
(募集期間: 4月初～1か月程度)

- **支援対象とする取組み**
中山間地域活性化に向けた幅広い取組みが対象

- **助成額**：
【ソフト事業】一般枠：上限25万円（定額）×3年
知事特認枠：上限50万円（定額）×3年

【ハード枠】補助率1/2×補助上限100万円以内

- **採択予定地区数**：ソフト 14地区程度
ハード 2地区程度

※採択地区は外部委員による審査会で決定。



中山間地域を元気にする
アイデアを募集します!

中山間地域チャレンジ 支援事業

中山間地域の活性化に向けて、
地域住民と地域内外の団体・企業等が
連携して挑戦する活動を支援します。

| ソフト事業 | ハード事業 |
|--|--|
| 〔補助率：定額〕 25万円/年 × 最大3年間 <small>※「知事特認地区」は 50万円/年×最大3年間</small> | 〔補助率：1/2以内〕 補助上限額： 100万円 ※令和5年度新設 |
| 採択件数 14件程度 | 採択件数 2件程度 |

詳しくは裏面をご覧ください



【参考】<事例①>片貝地域振興会(魚津市片貝)

R1:話し合い促進事業、R2-4:中山間チャレンジ支援事業実施地区

- 旧小学校舎を宿泊施設併設のコミュニティセンターとして再整備し、振興会が指定管理者として運営
 - 宿泊者への食事として地元料理の開発「ほっこり飯」
 - カフェのオープン(地元食材を用いたメニュー開発)
 - 片貝を楽しんでもらう「体験プログラム」(有料・無料)を提供



自然遺産巡りツアー
川遊び体験
サイクリングフォトラリー
ミニ馬拉ソニック
スノーシュー体験
みそ玉づくり
革製品づくり
など



空き家を利用した移住体験施設
「片貝来られハウス」
(振興会で整備し、管理・運営)

魚津 旧片貝小の宿泊事業

母の味召し上がれ

市井対象に 来月開始 女性有志 料理提供へ

魚津市片貝コミュニティセンター(旧片貝小学校)で、地域住民の交流の場として、宿泊施設を併設し、地域産食材を使用した「ほっこり飯」を提供する。また、地元食材を用いたメニューを開発し、カフェをオープンする。さらに、片貝を楽しんでもらう「体験プログラム」(有料・無料)を提供する。



カフェ シェルピース(メニュー開発)

【参考】<事例②> せんだんの活性化委員会(砺波市梅檀野)

R1:話し合い促進事業、R2-4:中山間チャレンジ支援事業実施地区

- 旧幼稚園舎を市から譲渡を受け、地域の交流施設として再整備
カフェ、直売コーナー、レンタルスペースの運営
入居者「森のこども園」との連携して地域とイベント交流

他にも多くの活動を実施中
空き家活動移住推進
直売所のスーパー化
公園活用
イベント支援
貸農園 など



園庭(公園)
入居者との連携



交流施設内でのコミュニティカフェの開設
・週末 週替わりスタッフで営業
・定期的に送迎付き居酒屋も実施

コワーキングスペース



直売コーナー



第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

1 住民主体の地域づくりの広がり

■ 農村型地域運営組織（農村RMO）

○複数の集落機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティ機能の維持に資する取組みを行う組織

■ 農村RMOの必要性

○農業生産活動のみならず、集落維持に必要な機能が脆弱化しているため、様々な関係者と連携し、地域コミュニティの機能を維持・強化することが必要

■ 農村RMOモデル形成の取組み状況

○本県において、4市1町の7地区で取り組んでいる。（令和6年度）

位置図



地域の将来ビジョンを策定(1年目)

- ①十二町持続可能な地域づくり推進協議会（氷見市）
- ②東山地区まちづくり協議会（黒部市）

将来ビジョンに基づく調査、実証等(2、3年目)

- ③黒瀬谷KIRARI活性化協議会（富山市）
- ④速川地区まちづくり協議会（氷見市）
- ⑤大鋸屋地域づくり協議会（南砺市）
- ⑥東谷活性化協議会（立山町）
- ⑦釜ヶ淵みらい協議会（立山町）

農用地の保全



事業の実施 地域資源の活用



生活支援



参考事例：釜ヶ淵みらい協議会（立山町）



遊休農地を活用し、交流しながら農作業ができる場づくり



旧農協倉庫を活用し、地域交流拠点の整備

■ 農村RMO伴走支援の取組み状況

○令和5年度から、地域と伴走し、サポートする人材の育成にも取り組んでいる。

「農村RMO伴走者」は、農村RMO形成を目指す地域で、農業振興等に係る現状分析や合意形成などをサポートする人材で、県内の市町村及び県職員等中山間地域振興に関わる行政職員、NPO法人、集落支援員等を対象に人材育成を実施

第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

2 田園回帰の潮流

■ 地域おこし協力隊制度

○都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。（活動期間：1～3年）

隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

地域おこし協力隊員数の推移

⇒ 隊員として地方で活躍する若者は年々増加

| 年度 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国 (人) | 89 | 257 | 413 | 617 | 978 | 1,629 | 2,799 | 4,090 | 4,976 | 5,530 | 5,503 | 5,560 | 6,015 | 6,447 | 7,200 |
| 富山県 (人) | 0 | 3 | 4 | 3 | 6 | 7 | 22 | 41 | 55 | 60 | 56 | 53 | 55 | 57 | 61 |

<全国>
隊員の約4割は女性
<富山県>
隊員の約4割は女性

<全国>
隊員の約7割が20歳代と30歳代
<富山県>
隊員の約5割は20歳代と30歳代
40歳代が約4割

<全国>
定住率は約65%
<富山県>
定住率は約66%

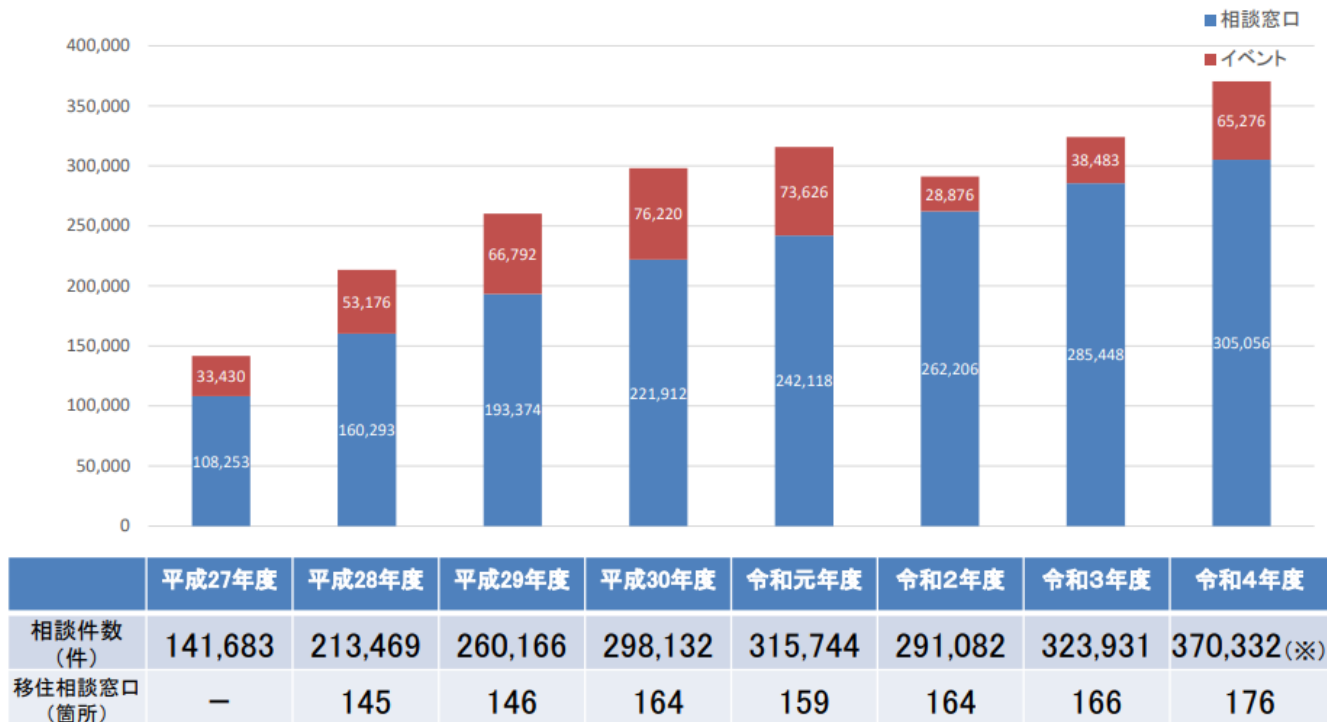
※ 隊員数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。
※ 全国の平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊（農水省）」の隊員数を含む。

第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

2 田園回帰の潮流

■ 移住相談窓口等において受け付けた相談件数

○各都道府県・市町村の移住相談窓口等において受けた相談件数は、令和2年度に減少に転じていたが、令和3年度以降は再び増加傾向に転じ、令和4年度は過去最多。



※令和4年度の相談件数は、7年前(平成27年度)の約2.6倍となった。

【資料】令和4年度における移住相談に関する調査結果(総務省)

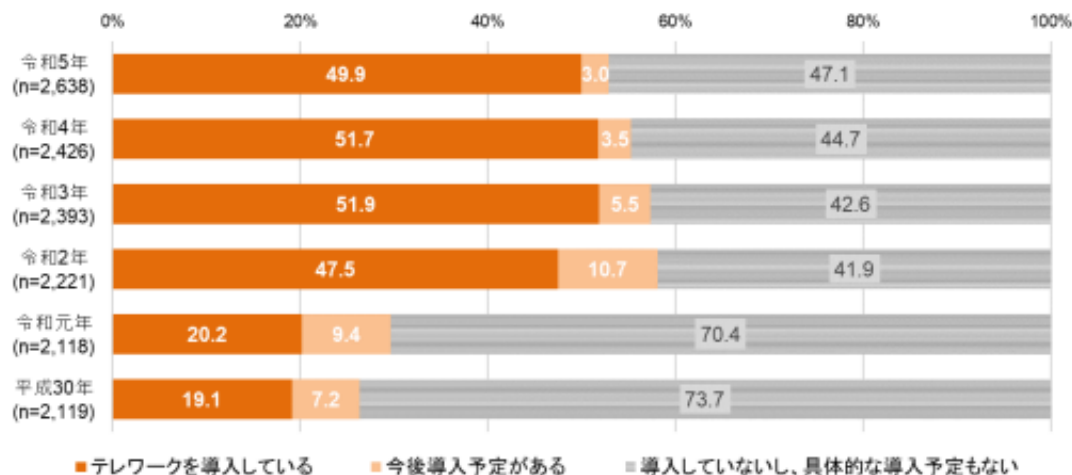
第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

3 多様な働き方の浸透と新たなビジネスへの支援強化

■テレワークの導入状況

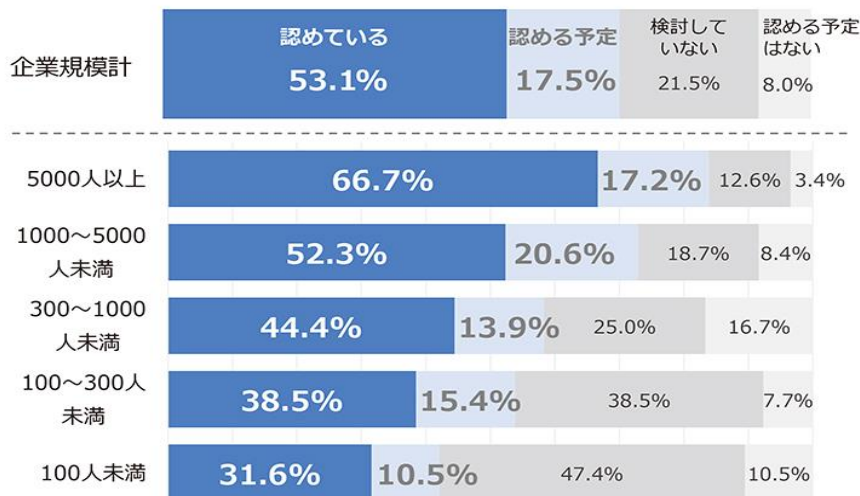
○テレワークを導入している企業の割合は、コロナ禍が明け減少傾向にあるものの、約5割となっている。

【資料】令和5年通信利用動向調査（総務省）



■社外での副業・兼業を認めている企業割合

図表1 社外への送出：認めているか否か 常用労働者数別



【資料】副業・兼業に関するアンケート調査結果
2022年10月11日（（一社）日本経済団体連合会）

※四捨五入により、合計が100%にならない場合がある

第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

3 多様な働き方の浸透と新たなビジネスへの支援強化

■国の動き：スタートアップ育成5か年計画

＜新しい資本主義実現会議決定（令和4年11月28日）＞

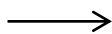
○日本にスタートアップを生き育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するため、①人材・ネットワークの構築、②資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進、の3本柱を一体として強力に推進し、着実に実行。

支援例) 大学を中心に各地域で産学官が連携し研究の事業化を支援するプラットフォームの形成や、小中高、大学生への起業家教育の拡大、スタートアップへの投資等の税制優遇措置 など

■富山県成長戦略（令和4年2月）

○成長戦略の中核となる6つの柱

- ① ウェルビーイング戦略
- ② まちづくり戦略
- ③ ブランディング戦略
- ④ 新産業戦略
- ⑤ スタートアップ支援戦略
- ⑥ 県庁オープン化戦略



○スタートアップ支援戦略

- ・ **スタートアップ**(起業)に**チャレンジする人**が、県内でのびのびと活動できる環境づくり
- ・ スタートアップ企業に対する**集中的支援**や**ネットワークの構築**
- ・ 代替わりで飛躍する「**跡継ぎベンチャー**」候補を見つけ、支援

第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

4 新しい技術の進展

■ 「スマート農業技術活用促進法（※）」（令和6年10月施行予定）

○基幹的農業従事者が急減する中、スマート農業技術の活用を促進することで、生産性の向上を図る

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

■ スマート農業技術の活用

○令和6年6月から富山県スマート農業高精度位置補正情報サービス（富山RTKサービス）の提供を開始し、スマート農機の自動走行に必要な環境を整備

○急傾斜地など人が作業しにくい場所でリモコン草刈機を活用

○ハウス内の環境をスマートフォン等で遠隔地から確認、制御



ロボット田植機

■ 農業支援サービスの活用

○ドローンによる農薬散布やリモコン草刈機による除草などの農作業代行サービスの広がり



農業支援サービスによるドローン農薬散布



傾斜地でのリモコン草刈機の利用

第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

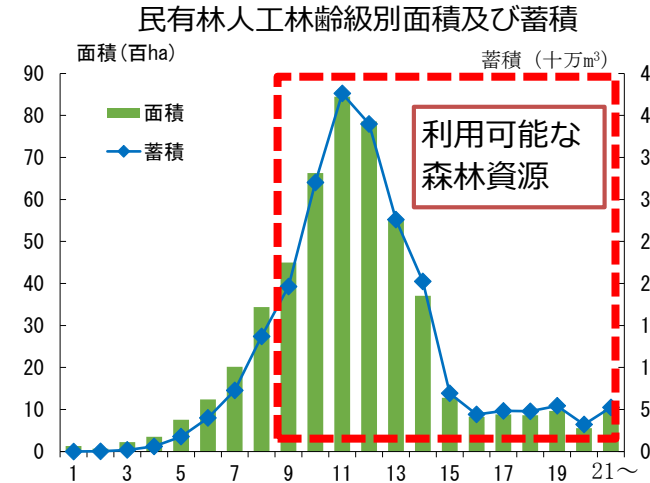
4 新しい技術の進展

■ 森林の現況

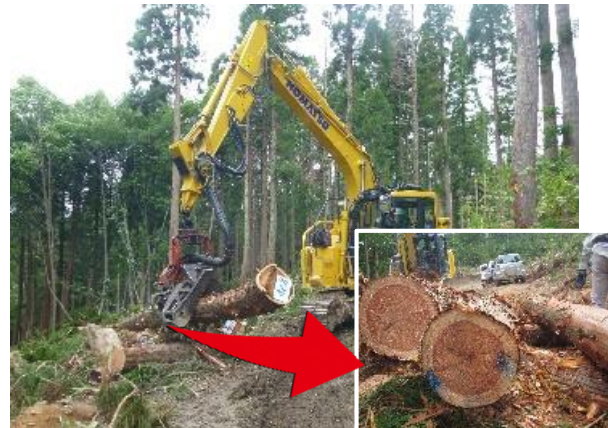
○人口減少により人手が不足するなか、県内の人工林は本格的な利用期を迎えており、森林資源の循環利用を図るためには、スマート林業の推進などにより林業の生産性を向上させることが必要。

■ スマート林業の推進

○県、市町村、関係団体、林業機械メーカー等で構成する「富山県林業イノベーション推進協議会」でのスマート林業技術の実証などにより、生産性の向上や作業者の安全確保に取り組むとともに、県林業カレッジにおいてICT等を活用できる人材を育成。



アプリを活用した伐採木の計測



マーキングや通信機能を備えた高性能林業機械 (ハーベスタ)



スマート林業技術の講習 24

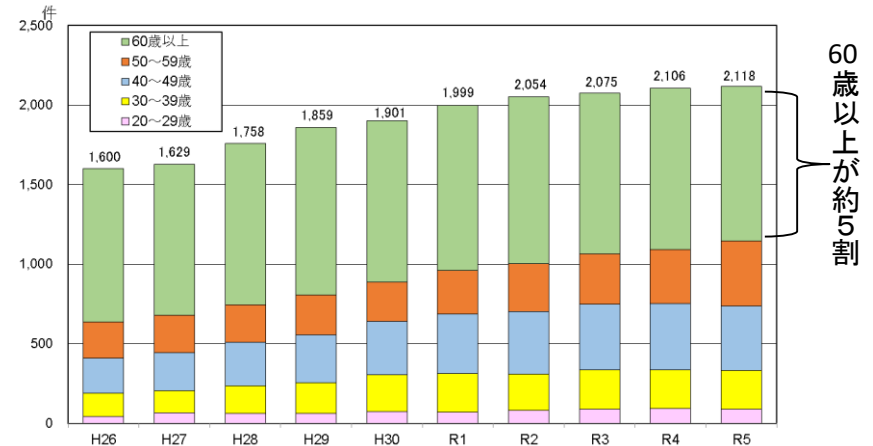
第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

4 新しい技術の進展

■ 狩猟免許交付状況と課題

○ 狩猟者免許交付者における年齢構成は、60歳以上が全体の5割を占めており、若い世代の育成とともに、ICT等新技術を活用した負担軽減が必要。

◆ 富山県における狩猟免許交付の推移



■ 先進技術を活用した鳥獣被害対策

○ ICT等新技術を活用した檻や柵の見回り等の被害防止対策を支援。

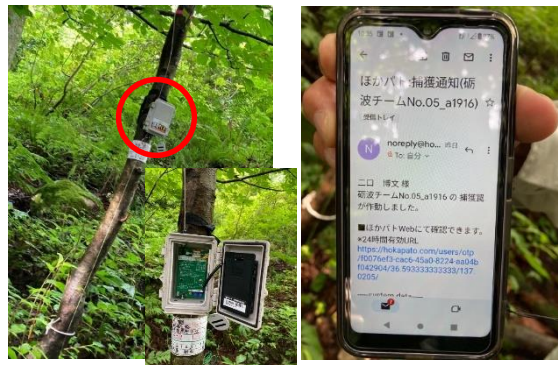
獣サイズ判別センサー式自動捕獲システム

〔成獣など狙ったサイズの捕獲を可能とし、小動物の誤捕獲を防止〕



捕獲自動通知システム

〔捕獲された情報がスマホに自動通知され、現地への見回りの負担を軽減〕



電気柵監視システム

〔電気柵の電圧をインターネットで監視できるシステムで、電圧をスマホでも確認でき、現地に行く手間を軽減〕



第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

4 新しい技術の進展

■ デジタル行財政改革会議（令和5年10月6日閣議決定）

○ 急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現

例) 自家用有償旅客運送制度の改善、自動運転事業化の加速 など

⇒ 日本全体の人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル化を加速し、社会制度の変革を促進

第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

5 国の動き

■「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年4月1日施行）

○前文・目的（第1条）

過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

○過疎対策の目標（第4条）

目標の項目の追加（人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用促進等）

○都道府県の責務（第6条）

都道府県の責務を規定（広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等）

■「食料・農業・農村基本法」改正（令和6年6月5日施行）

○改正のポイント

- ① 国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に
- ② 「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念に
- ③ 人口減少下における農業生産の方向性を明確化
- ④ 人口減少下における農村の地域コミュニティの維持を明確化
- ⑤ 「食料システム」の位置付けと関係者の役割を明確化
- ⑥ 改正基本法に基づく次期基本計画の策定

◇ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」 （抜粋）

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

ここに、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。
(目的)

第1条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

◇ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」 （抜粋）

（過疎地域の持続的発展のための対策の目標）

第4条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。

二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。

三 通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。

四 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通の機能を確保し、及び向上させること。

五 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。

六 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

七 美しい景観の整備、地域文化の振興、地域における再生可能エネルギーの利用の推進等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

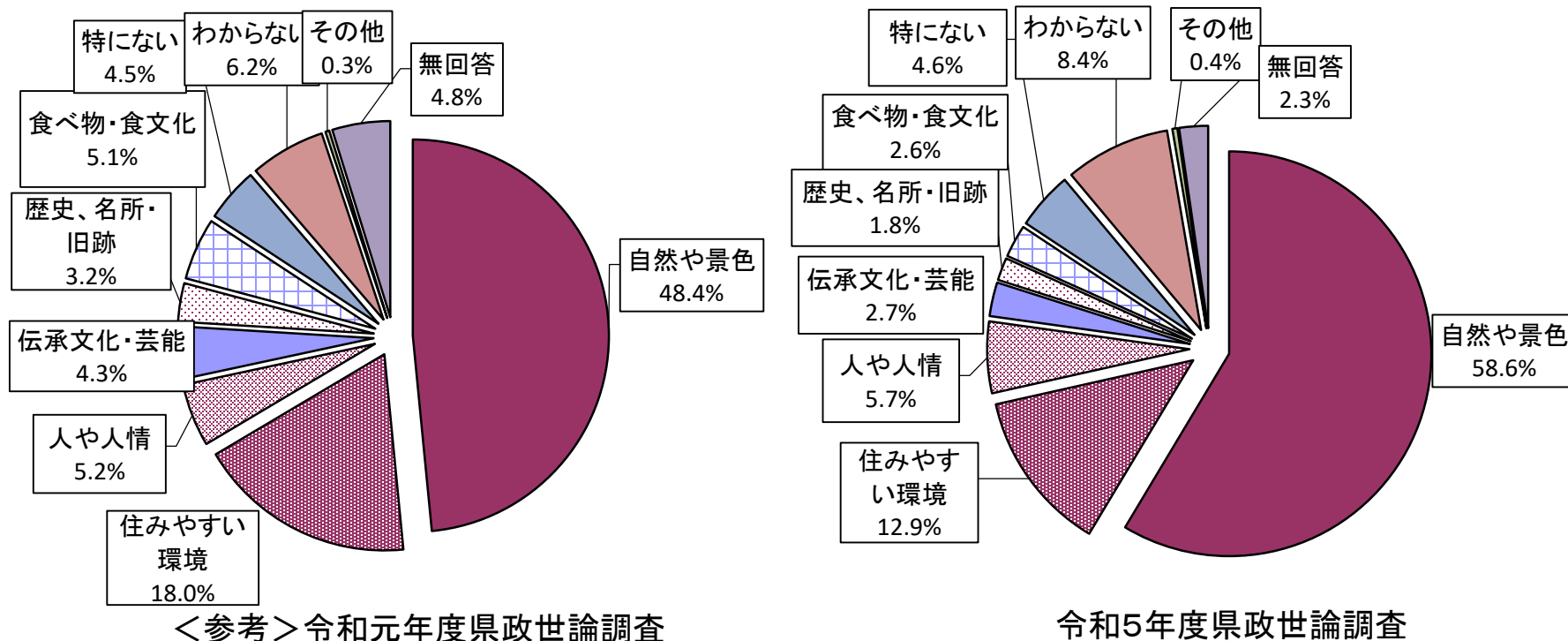
（都道府県の責務）

第6条 都道府県は、第一条の目的を達成するため、第四条各号に掲げる事項につき、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

その他の参考データ

令和5年度県政世論調査

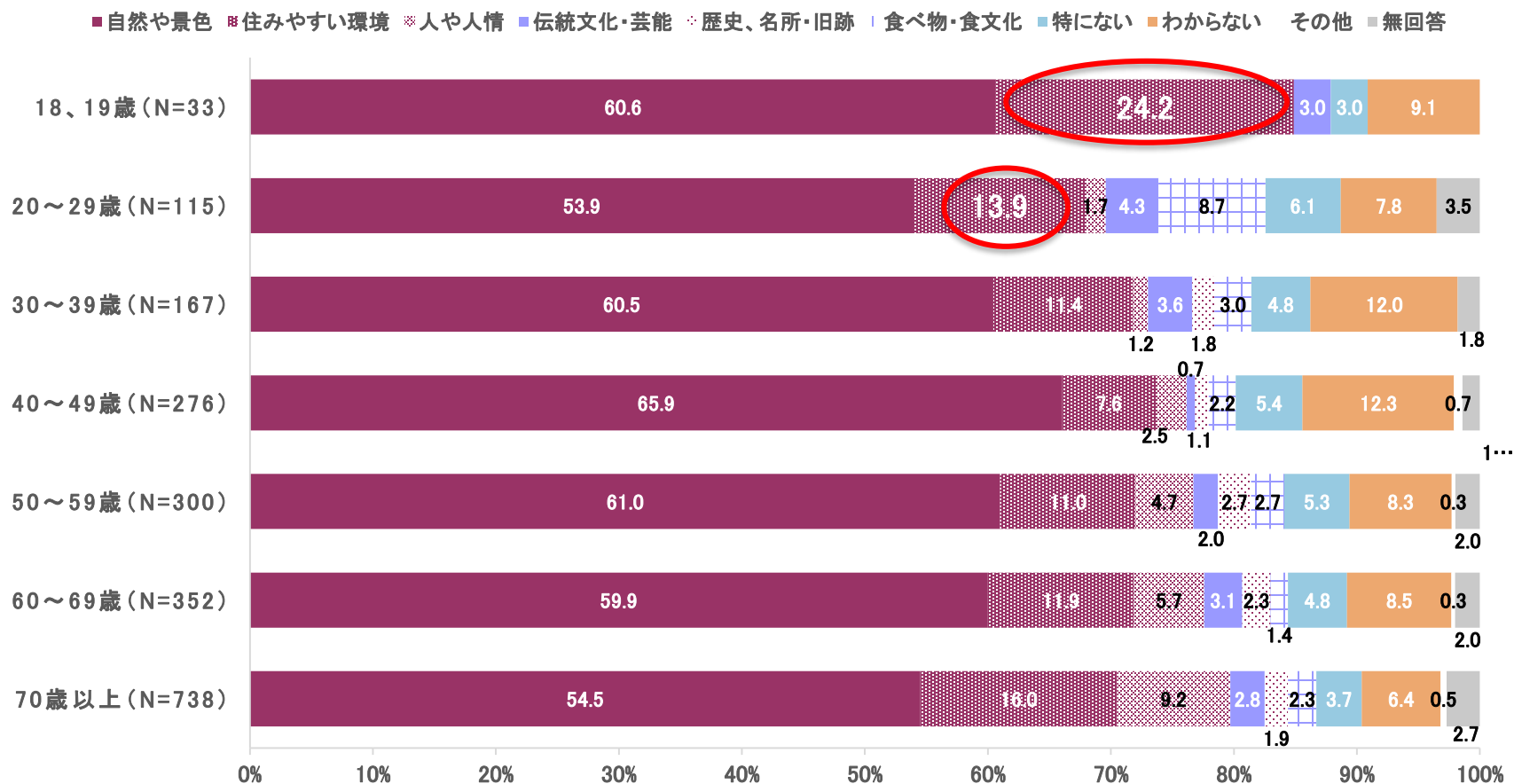
(1) 中山間地域の魅力について(単一回答)



「自然や環境」 R1→R5 10.2ポイント増
「住みやすい環境」 R1→R5 5.1ポイント減

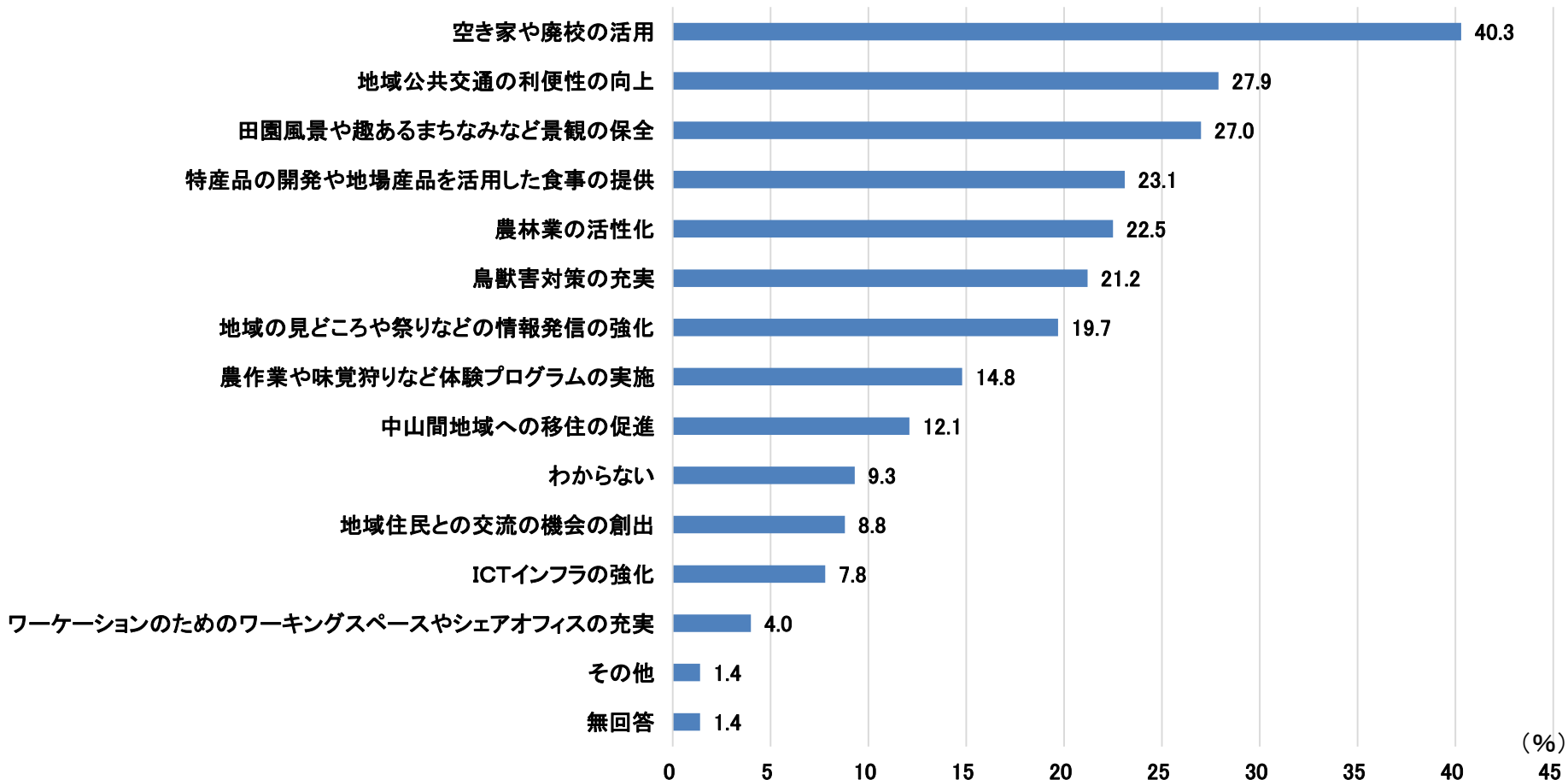
令和5年度県政世論調査

(1)「中山間地域の魅力について」の設問における「住みやすい環境」と回答した方の年齢別の比較



令和5年度県政世論調査

(2) 中山間地域の魅力を向上するためにはどのような取り組みが必要か (複数回答:3つ以内)



令和5年度県政世論調査

(2)「中山間地域の魅力を向上するためにはどのような取組みが必要か」の設問における「地域の見どころや祭りなどの情報発信の強化」と回答した方の年齢別の比較

地域の見どころや祭りなどの情報発信の強化

